

# 「情報公開文書」

島根大学版（2版）作成日 2021年12月27日

## 課題名：重症敗血症性ショック患者の背景や治療実態、予後を観察する登録研究

### 1. 研究の対象

2019年7月～2021年12月に当院救命センターで敗血症性ショックのために治療を受けた18歳以上の患者

### 2. 研究期間

2021年1月12日～2024年3月31日

### 3. 研究目的

日本における敗血症性ショック患者に対する様々な治療実態を明らかにし、同時に患者背景や予後を評価することで、敗血症性ショック患者の有効な治療を探索することです。

### 4. 研究方法

診療内で測定するデータ、検査値を登録し、集積する。治療の実際とその成績を検討し、敗血症性ショック患者に有効な治療方法を見出し、検査や治療の実態を調査します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

この研究のための試料採取はいたしません。

情報として病歴、年齢、性別、治療に際して取得した血圧や脈拍の変化、採血検査の値などを使用します。

### 6. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、PC上で、特定の関係者以外がアクセスできない状態でデータ入力を行います（電子的配信）。入力されたデータには患者の個人が特定できるものはなく、患者とデータの対応表は、研究責任者が保管・管理します。

### 7. 研究組織

研究代表者

東北大学病院高度救命救急センター 助教 川副 友

副研究責任者

兵庫医科大学臨床疫学 教授 森本 剛

共同研究機関（代表者）

北海道大学救急医学（和田剛志）

岩手医科大学救急医学講座（高橋 学）

福島県立医科大学救急医学（鈴木 剛）

群馬大学大学院医学系研究科救急医学（青木 誠）

東京女子医科大学東医療センター（吉川和秀）

済生会宇都宮病院救命救急センター（木村拓哉）

済生会横浜市東部病院救命救急センター（豊田幸樹年／山田真生）

北里大学救命救急医学（花島 資）

名古屋医療センター救命救急センター（荒川立郎）

大阪府立中河内救命救急センター（山村 仁）

奈良県総合医療センター（金城昌志／山本朋納）

和歌山県立医科大学高度救命救急センター（宮本恭兵／中島 強）

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科救急名救急・災害医学講座（野島 剛）

広島大学大学院救急集中治療医学（細川康二／京 道人）

香川大学救急災害医学（岡崎智哉）

愛媛大学救急医学講座（邑田 悟／菊池 聡）

福岡大学病院救命救急センター（星野耕大／丸山隼一）

産業医科大学救急科（椎木麻姫子）

佐賀大学医学部附属病院救命救急センター（吉武邦将／櫻井良太）

熊本医療センター救命救急センター（原田正公）

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科生体機能制御学講座救急集中治療医学分野（中 弁護／伊藤隆史）

島根大学 AcuteCareSurgery 講座（山本祐太郎）

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、情報が当該

研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先、研究責任者：

研究機関名 島根大学

所属部局・分野名 Acute Care Surgery 講座

氏名 山本祐太郎

職名 医員

連絡先

〒693-8501

住所 島根県出雲市塩冶町 89-1

TEL 0853-20-2757

E-mail yyutaro@med.shimane-u.ac.jp

研究代表者：

研究機関名 東北大学

所属部局・分野名 大学院医学系研究科 外科病態学講座救急医学分野、

氏名 川副 友

職名 助教

連絡先

〒980-8574

住所 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7489 FAX 022-717-7492

◆個人情報利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

